

～農業者の皆さまへ～

経済産業省 月次支援金のお知らせ

(緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和)

《主な給付対象》

- ①令和3年4月以降に実施された緊急事態措置、またはまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業、または外出自粛等の影響を受けていること
 - ②緊急事態措置またはまん延防止等重点措置が実施された月のうち、措置の影響を受けて月間売上が令和元年または令和2年の同じ月と比べて50%以上減少していること
- 給付の上限は、法人20万円/月、個人事業主が10万円/月
 - 農業者も含めた中小企業や個人事業主等で、一定の要件を満たす方が対象
- 《申請期間》 4月分/5月分：令和3年8月15日(日)まで
6月分：令和3年7月1日(木)～8月31日(火)

月次支援金についての詳細は、ホームページまたは電話にてご確認ください。

ホームページ

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

相談窓口電話番号

0120-211-240 受付時間
8時30分～19時00分

申請にはJ Aなどの登録確認機関による事前確認が必要です(既に一時支援金又は月次支援金を受給された方は、原則、除く)。申請IDを発番し必要書類が整いましたら、下記のJ A相談窓口までお問い合わせください。受付には電話でのご予約が必要になります。

なお、当J Aでは、申請者がJ Aいるま野の正組合員資格のある方、かつ、農業収入が主な給付対象②の要件である50%以上減収のある方を対象とし、事前確認の受付を行います。

また、申請手続きについては、申請者ご自身で月次支援金ホームページにアクセスし諸手続きを進めることにより、月次支援金事務局への申請へと進めますのでご注意ください。

※ご相談内容によっては、対応できない場合がございますのであらかじめご了承ください。

詳しくは、最寄りの各営農販売センター・各資材センターへ
(受付時間：9時00分～16時00分 ※土日祝日は除く)